

水田で転作をされている農業者及び地権者の皆様

交付金の対象水田が見直されます！

水田機能を維持するため、定期的な水張りを行わない水田は、今後、麦・大豆・飼料作物等の交付金を受け取れなくなる可能性があります！

1.見直しの概要

令和9年度以降、過去5年間に水稻が作付されず、水張りも行わない水田は、交付対象水田から除外され、水田活用の直接支払交付金を受給できなくなります。

令和9年度以降、水田活用の直接支払交付金を受給するには、過去5年間のうち少なくとも1作（令和9年度の場合、令和4年度～令和8年度の間）は、原則水稻を作付する必要があります。

No.	R3 作付	R4 作付	R5 作付	R6 作付	R7 作付	R8 作付	R9 交付対象	備考
①								R6に水稻を作付（新規需要米等も可）
②								過去5年間(R4～R8) 水稻作付無し
③								過去5年間作付無し（R3作付は不算入）

交付対象水田から外れると・・・

戦略作物助成（例：麦・大豆・飼料作物3.5万円/10a）や、産地交付金の支援を受けられなくなります！

※「畑作物の直接支払交付金」は引き続き受け取ることができます

2.見直しへの対応について

交付金を継続して受給する場合（交付対象水田を維持）

①水稻作の導入（輪作体系の確立） ※基本

畑作物と水稻の輪作の導入により、継続的に水稻作を行える営農体系を確立します

②1か月以上の水張り及び連作障害が発生していないことの確認 ※①が困難な場合

水稻の作付が難しい場合の対応として、国が定める方法を活用します（詳細は裏面）

①、②の対応が難しい場合・・・

畑地化（交付対象水田から除外） ※地目の変更が必要になるわけではありません

水稻の作付や1か月の湛水管理が難しい場合、畑地化（交付対象水田から除外）されます
※条件を満たすことで、畑地化に関する国の支援を受けられる可能性があります

3.5年に一度の水稲作付が難しい場合の対応方法について

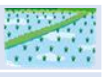
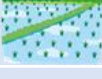
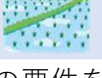
水稲の作付が難しい場合、令和9年度以降、過去5年間に遡って、

- ① 1か月以上の水張りを実施すること
- ② 連作障害が発生していないこと

の両方を確認することで、交付対象水田の要件を満たすことができます。

① 1か月以上の水張りについて

過去5年間（令和9年度の場合、令和4年度～令和8年度）に、少なくとも1回、1か月以上、対象となる水田で水稲栽培と同様の水張りを行います。

水張り年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
R4		→				○					
R6				→				○			
R8						→				○	

※R6に水張りした場合、R11まで交付対象水田の要件を満たすことができます（連作障害がない場合）
 ※R9以降、毎年度、交付対象水田の確認が行われます

- 【留意点】
- ・地域農業再生協議会による水張りの実施確認が必要です。
水張りの実施前に、必ず各市町村の地域農業再生協議会にご連絡ください。
 - ・実施状況に関する**写真の提出が必要**になります。
 - ・水張りの時期は問いませんが、水張りにあたっては隣接するほ場の状況に注意してください。

② 連作障害が発生していないことの確認について

過去5年間（令和9年度の場合、令和4年度～令和8年度）に、対象となる水田で、2年以上連続で同一作物を作付した場合、連作障害が発生していないことの確認が必要です。

確認年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	確認期間	
R9	←→					○			R4～R8	
R11		←→							○	R6～R10

- 【留意点】
- ・対象ほ場の収量について**客観的な書類（売上伝票等）**で確認が必要です。ほ場ごとに客観的な書類が作成できない場合、**作業日誌等に収量を記載して保管**してください。
 - ・減収が発生した場合、**減収理由と根拠となる書類（被害を受けた写真等）**を保管してください。

- 水田の扱いについては、地権者と耕作者の皆様で十分に協議してください
- 水張りの実施前に、必ず、**各市町村の地域農業再生協議会にご連絡**ください

茨城県農業再生協議会

☆県農業再生協議会ホームページでは水田農業経営に関する各種情報を掲載しています。

